

平成27年度教員採用候補者選考審査の変更点について

教 職 員 課

1 高等学校の「世界史」、「日本史」、「地理」は、「地理歴史」として一括募集する。

(実施内容)

現行の各科目ごとの募集から、「地理歴史」として一括募集をする。これに伴い、一次審査における筆記審査（専門）については、「世界史」、「日本史」、「地理」の3科目からなる共通問題として出題する。なお、二次審査における模擬授業については、「世界史」、「日本史」、「地理」の3科目の中から受審者が選択して実施する。

(理由)

地理歴史科の教員には、それぞれ得意とする1科目についての専門性だけでなく、3科目についての総合的な専門性が求められている。また、学習指導要領では、「地理歴史科」の「内容の取扱い」における配慮事項として、「世界史」、「日本史」、「地理」それぞれの関連性を重視すべきことが示されており、このことを十分踏まえた指導が必要とされている。

2 高等学校「福祉」の出願資格を、「福祉」の免許状の他に「介護福祉士」の資格を有する者に限定する。

(実施内容)

現行は、『福祉』については、『福祉』の他に『家庭』、『公民』等の免許を有する者、又は『福祉』の免許の他に『介護福祉士』の資格を有する者に限り出願できる。」としているが、平成27年度は、『福祉』の免許の他に『介護福祉士』の資格を有する者に限り出願できる。」とする。

(理由)

平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、福祉系高校の福祉科教員に求められる「要件」として、介護領域の教科担当者には、「介護福祉士」の資格を有する者等の規定が新たに設けられた。これに伴い、福祉科教員が文科省の主催する講習会を修了することでその要件の一部をみたすことができるとする経過措置が設けられた。しかし、今年度末をもってその講習会が行われなくなることから、今後、介護福祉士の資格を有する教員の確保が重要な課題となる。

平成26年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

平成26年度徳島県公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員採用候補者選考審査を次のとおり実施する。

1 募集対象

校種等及び職種	教科等	採用予定数	
小学校教諭		126名程度	
中学校教諭	国語, 社会, 数学, 理科, 保健体育, 技術, 英語		
高等学校教諭	国語, 地理歴史(世界史, 日本史, 地理), 公民, 数学, 理科(物理, 化学, 生物, 地学), 保健体育, 書道【2(注)3参照】, 英語, 農業, 工業(機械系, 電気系, 建築・土木系), 商業, 水産, 看護, 福祉【2(注)4参照】	41名程度	
特別支援学校教諭 【2(注)1参照】	小学部		視覚障害領域, 聴覚障害領域, 知的障害・肢体不自由・病弱領域
	中・高等部		視覚障害領域, 聴覚障害領域, 知的障害・肢体不自由・病弱領域
特別支援学校自立教科教諭	理療		
中・高等学校教諭	音楽, 美術, 家庭	6名程度	
小・中・高等学校養護教諭		19名程度	
身体に障害のある者を対象とした選考	すべての校種等及び職種並びに教科等	3名程度	

- (注) 1 上記のうち教諭の職については、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。
 2 高等学校教諭の地理歴史, 理科, 工業については、それぞれ()に示した区分ごとに募集する。
 3 身体に障害のある者を対象とした選考の採用予定数は、一般・特別選考に含むものとする。

2 出願資格

次の(1)～(4)の選考区分ごとに掲げる条件に該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者であり、かつ、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者。

ただし、(2)特別選考のうち②に該当する者については、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる。

- (注) 1 特別支援学校教諭については、各相当領域の免許に加え、小学部にあつては小学校教諭の免許を、中・高等部にあつては中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許を有する者(取得見込みの者を含む)に限り出願できる。中・高等部の募集教科等については、中学校教諭, 高等学校教諭及び中・高等学校教諭に準ずる。
 2 「社会」の高等学校教諭の免許を有する者は、「地理歴史」又は「公民」のいずれか一つに限り出願できる。
 3 高等学校教諭の「書道」については、「書道」の他に「国語」の免許を有する者に限り出願できる。
 4 高等学校教諭の「福祉」については、「福祉」の他に「家庭」、「公民」等の免許を有する者、又は「福祉」の免許の他に「介護福祉士」の資格を有する者に限り出願できる。

(1) 一般選考

昭和49年4月2日以降に生まれた者

(2) 特別選考

① 社会人を対象とした選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、民間企業等で、平成25年3月末現在、通算して5年以上勤務し、その勤務経験により、出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を有する者(以下「特別選考①」という)。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

② 特別免許状授与を前提とした社会人選考

①に該当し、高等学校教諭の「農業」、「工業」、「商業」又は「看護」に出願を希望する者のうち、特別免許状の取得条件(下記参照)を満たす者(当該教科の普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる)(以下「特別選考②」という)。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

③ 本県での教職経験を有する者を対象とした選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、過去に、本県に所在する公立の小・中・高等学校・特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にあつた者(以下「特別選考③」という)。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

④ 現職教員を対象とした選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、現に、他の都道府県に所在する国公立の小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務し、平成25年3月末現在、3年以上在籍する教員(臨時的任用に係る者を除く)(以下「特別選考④」という)。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

特別免許状制度は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられた制度であり、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。この教育職員検定の実施については、教育職員免許法第5条第3項によるものとする。

⑤スポーツ特別選考

昭和49年4月2日以降に生まれた者であつて、中学校教諭又は高等学校教諭の「保健体育」を志願する者のうち、次のア又はイの要件を満たす者（以下「特別選考⑤」という）。アの要件を満たす者については、第1次審査を免除する。イの要件を満たす者については、第1次審査の筆記審査（専門）を免除する。

ア 高等学校卒業後、平成20年4月1日以降に、国際レベルの大会（オリンピック大会・アジア大会・世界選手権大会等）において日本代表として出場、又は日本選手権大会やこれに準ずる全国レベルの大会において優勝又は準優勝した者で、今後も現役選手として活躍できる者。

ただし、学生大会やジュニア選手権大会等、参加年齢制限を加えた大会を除く。また、団体種目の場合は、その大会に選手として登録されていた者とする。

イ 高等学校卒業後、日本選手権大会又はこれに準ずる全国レベルの大会において、

（個人種目）8位以内に入賞した者

（団体種目）4位以内で、かつ、その大会に選手として登録されていた者

⑥臨時教員に係る特別選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、次の2点をともに満たす者（以下「特別選考⑥」という）。該当者は、第1次審査の筆記審査（教養）を免除する。

・平成25年4月1日から出願締切日までの間に、本県の小・中・高等学校・特別支援学校で臨時教員として任用されていること。

・過去5年間（平成20～24年度）に36月以上、本県の小・中・高等学校・特別支援学校で臨時教員としての勤務経験を有すること。

(3) 採用候補者名簿（B）に登載された者を対象とした選考

平成25年度徳島県教員採用候補者選考審査において採用候補者名簿（B）に登載された者。該当者は、登載教科等を受審する場合において第1次審査を免除する。第2次審査は一般選考と同様とする。

(4) 身体に障害のある者を対象とした選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、次の2点をともに満たす者。

・自力で通勤ができ、介助者なしに教員の職務の遂行が可能な者

・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

なお、出願資格・選考方法は上記(1)～(3)に準ずる。ただし、障害の種類・程度に応じた配慮を行う。

3 加点申請制度

高等学校教諭の「英語」を志願する者で、英検1級及び準1級相当の資格取得者には、その資格の程度によって、第1次審査の総合点に加点する。

	実用英語技能検定	TOEFL(iBT)	TOEIC	IELTS
英検1級相当	1級	110点以上	945点以上	7.0以上
英検準1級相当	準1級	80点以上	730点以上	6.0以上

4 採用候補者の名簿登載期間更新制度

国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、平成26年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査（小学校教諭）において採用候補者名簿（A）に登載された場合、名簿登載期間の更新申請を行うことにより、名簿登載の有効期間をさらに1年間延長できることとする。この制度の利用を希望する者は、当該年度の11月末までに申請手続きを行わなければならない。

(注) 1 大学院とは、標準修業年限2年以下の修士課程（博士課程前期を含む）、専門職学位課程とする。ただし、専ら夜間において教育を行う課程や通信教育を行う課程は除く。

2 名簿登載期間更新の可否については、個人面接の上で決定する。

3 名簿登載期間の更新を認めるのは若干名とする。

4 更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とし、任用にあたっては大学院修了を条件とする。

5 出願手続

(1) 受付

平成25年5月27日(月)～6月3日(月)

出願書類を持参する場合は、期間中の土・日曜日を除き、毎日午前8時30分から正午まで、及び、午後1時から午後6時まで。（徳島県庁9階）

郵送の場合は書留とし、平成25年6月3日(月)までの消印のあるものに限る。

※ インターネットによる出願

一般選考（「英語」加点申請者を除く）に限り徳島県ホームページ(<http://www.pref.tokushima.jp/>)のトップページ左中「電子自治体窓口」より出願できる。

平成25年5月27日(月)～5月31日(金)

(2) 出願先

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会教職員課

(3) 出願書類

① 選考区分に応じて、次のア～クの内、該当する書類を持参又は郵送により提出すること。

選 考 区 分	提出する書類
一般選考及び採用候補者名簿（B）に登載された者を対象とした選考	ア、イ、ウ
特別選考①及び特別選考②	ア、イ、ウ、エ、オ
特別選考③及び特別選考④	ア、イ、ウ、エ
特別選考⑤	ア、イ、ウ、エ、カ
特別選考⑥	ア、イ、ウ、ク
身体に障害のある者を対象とした選考	ア、イ、ウ、キ

- ア 採用志願書・履歴書（所定のものに写真を貼付すること）
 - イ 第1次審査結果通知用封筒（長形3号，12cm×23.5cm）
（市販の封筒を用いて，宛名に受審者の住所及び氏名を記入し，380円切手を貼付すること）
 - ウ 受審票・整理票（所定のものに80円切手を貼付すること）
 - エ 1000字程度の自己アピールの作文（様式は自由でA4版1枚，校種，氏名を明記。）
 - オ 勤務歴，及び，勤務経験により出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を修得したことを証明できるもの。例えば，勤務先の所属長等による推薦書，取得している資格，勤務に関連して執筆し学術雑誌等に掲載した論文など。
 - カ 実績等の概要及び現在の活動状況をまとめたもの（様式は自由でA4版1枚，校種，氏名を明記。）と大会要項，実績を証明できるもの。実績を証明できるものとは，例えば，表彰状，新聞記事等の写しなど。
 - キ 障害者手帳の写し，及び，受審の際に配慮を必要とする事項を明記したもの（様式は自由でA4版1枚，校種，氏名を明記。）
 - ク 「臨時教員の勤務歴等に係る証明書（国・市町村，私立学校の発令がある場合）」；「臨時教員の勤務歴等に係る申立書」（様式は別紙参照）
- ② 高等学校教諭の「英語」に出願する者で，加点申請する者は，資格証明書の写しを添付すること。また，資格証明書の原本を，7月22日（月）の第1次審査時に持参すること。なお，出願期間以降に資格を取得した者は，7月31日（水）までに資格証明書原本を徳島県教育委員会教職員課まで提出すれば加点申請者とみなす。

6 出願上の注意

- (1) 各校種等及び職種並びに教科等のいずれか一つに限り出願できる。
なお，中・高等学校教諭及び小・中・高等学校養護教諭の受審者は，あらかじめ採用志願書及び整理票の所定の欄に，希望する校種の順位を必ず記入すること。
ただし，中・高等学校教諭及び小・中・高等学校養護教諭の合格者の採用時の校種は，その採用の日までに，徳島県教育委員会において決定する。
- (2) 一般選考，特別選考①～⑥，採用候補者名簿（B）に記載された者を対象とした選考，身体に障害のある者を対象とした選考は，そのいずれか一つに限り出願できる。
- (3) 書類不備のものは受理しない。
- (4) 受理した書類は返却しない。
- (5) 出願後の志望変更は認めない。

7 第1次審査

月 日	時 間	実施内容・会場等		
		一般選考受審者	特別選考受審者	
			①②③④⑥	⑤イ
7月22日（月）	10:00～10:30	【受付】 ○小学校教諭 徳島中学校（徳島市中前川町3-16） ○中学校教諭，中・高等学校教諭（音楽，家庭）， 小・中・高等学校養護教諭 富田中学校（徳島市中昭和町3-77） ○高等学校教諭，特別支援学校教諭，特別支援学校 自立教科教諭，中・高等学校教諭（美術） 城東高校（徳島市中徳島町1-5）	※会場は一般選考受審者と同じ ※左記の一般選考受審者の午前日程と同じ	※会場は一般選考受審者と同じ
	10:40～12:10	【筆記審査（専門）】 （注）2，3，4参照 ※教科等の専門的知識及び能力について審査		【受付】 12:40～13:00 【諸注意等】 13:00～13:10
	13:20～14:50	【筆記審査（教養）】 ※教育公務員として必要な教養及び知識について審査		【筆記審査（教養）】
7月23日（火）	9:30～17:00	【実技審査（音楽，美術，書道，英語）】 ○中学校教諭（英語），高等学校教諭（書道，英語）， 特別支援学校教諭〔中・高等部〕（音楽，美術，英語），中・高等学校教諭（音楽，美術） 徳島県立総合教育センター（板野郡板野町犬伏字東谷1-7）		
	9:00～11:30	【実技審査（水泳）】 ○中学校教諭（保健体育），高等学校教諭（保健体育） JAバンクちよきんぎょプール（旧徳島県蔵本公園水泳プール）（徳島市庄町1-76-2）		
	13:00～17:00	【実技審査（体育）】 ○中学校教諭（保健体育），高等学校教諭（保健体育）， 特別支援学校教諭〔中・高等部〕（保健体育） 加茂名中学校（徳島市庄町1-76-1）		
7月24日（水） 7月31日（水）	9:00～18:00	【集団面接審査】 ※別に指定する日時に行う。 ○小学校教諭，中学校教諭，中・高等学校教諭（音楽，家庭），小・中・高等学校養護教諭 鳴門教育大学附属小学校（徳島市南前川町1-1） ○高等学校教諭，特別支援学校教諭・自立教科教諭，中・高等学校教諭（美術） 徳島科学技術高校（徳島市北矢三町2-1-1）		

- (注) 1 7月23日以降の日程については、受審者案内(7月22日配布)によること。
 2 特別支援学校教諭の筆記審査(専門)は、出願する領域(視覚障害領域、聴覚障害領域、知的障害・肢体不自由・病弱領域)の教育に関する専門的知識、及び、出願する校種・教科等の専門的知識について実施する。
 3 高等学校教諭「書道」の筆記審査(専門)は、「書道」及び「国語」(漢文を除く)について実施する。
 4 高等学校教諭「福祉」の筆記審査(専門)は、「福祉」の専門的知識について実施する。
 5 受付終了時刻に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

8 第1次審査の結果

平成25年8月9日(金)午後2時に、第1次審査の合格者を県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、合格者は徳島県ホームページにも掲載する。
 なお、第1次審査の合格者は、後日指定する日までに、成績証明書を提出すること。

9 第2次審査 ※第1次審査に合格した者、及び、第1次審査を免除された者について実施する。

(1) 小学校教諭、中学校教諭、中・高等学校教諭(音楽、家庭)、小・中・高等学校養護教諭受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
8月16日(金)	9:30~11:20	【論文審査】 ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1)
	13:30~16:30	【実技審査(水泳)】(小学校教諭) ○JIAバンクちよきんぎょプール(徳島市庄町1-76-2) (旧徳島県蔵本公園水泳プール)
8月19日(月)	9:00~17:00	【実技審査(音楽・体育)】(小学校教諭) ○富田中学校(徳島市中昭和町3-77)
8月20日(火) 8月28日(水)	9:00~18:00	【模擬授業】(養護教諭を除く) ※別に指定する日時に行う。 【個人面接審査】 ※別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1)

(2) 高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭、中・高等学校教諭(美術)受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
8月19日(月)	9:30~11:20	【論文審査】 ○徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)
8月24日(土) 8月29日(木)	9:00~18:00	【模擬授業】 ※別に指定する日時に行う。(注)1,2参照 【個人面接審査】 ※別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 ○徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

- (注) 1 高等学校教諭(書道)の模擬授業は、「書道」について実施する。
 2 高等学校教諭(福祉)の模擬授業は、「福祉」について実施する。
 3 (1)、(2)ともに、受付終了時刻に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

10 採用候補者の決定

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿(A)(平成26年4月1日に採用予定の者)又は(B)(欠員状況等により採用予定の者)に登載し、平成25年9月27日(金)午後2時に、県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、第2次審査受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は徳島県ホームページにも掲載する。

採用については、採用候補者名簿の中から必要に応じて決定する。

11 審査結果の開示

第1次審査及び第2次審査の不合格者は、それぞれの審査結果について、下記により、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1) 開示の内容

第1次審査又は第2次審査の科目別得点、総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

第1次審査及び第2次審査のそれぞれの合格者発表の日の翌日から1月間。ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び、午後1時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

徳島県教育委員会教職員課(徳島県庁9階)

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(運転免許証、学生証、旅券等)

12 その他

- (1) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
 (2) 平成26年4月1日時点で当該免許状を有していない場合は採用しない。
 (3) 自然災害等により審査の実施が困難な場合は日程等を変更することがある。なお、日程等を変更する場合は、徳島県ホームページ及びNHK、四国放送を通じて連絡する。
 (4) この選考審査についての情報は、徳島県ホームページに掲載するが、さらに不明な点についての問い合わせは、徳島県教育委員会教職員課(電話 088-621-3129, 3130)にすること。